

議案5号

長野都市計画特別用途地区の変更 (長野市決定)

第95回 長野市都市計画審議会

令和8年2月6日

都市整備部 都市計画課

長野都市計画特別用途地区の変更（長野市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	その他及び備考 (比率)
大規模集客施設制限地区	約 649 ha	100.0%
合計	約 649 ha	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

用途地域の変更に伴い、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域から準工業地域に指定されることから変更するもの

変更理由書

1 変更理由

本市では中心市街地の賑わいや活性化を促し、商業・業務機能等の回復・強化を図るなど、本市の都市の将来像を実現するために準工業地域の全てについて、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限している。今回、松代町城北地区の用途地域変更に伴い、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域から準工業地域へ変更する区域があることから、特別用途地区も併せて変更するもの。

2 変更面積

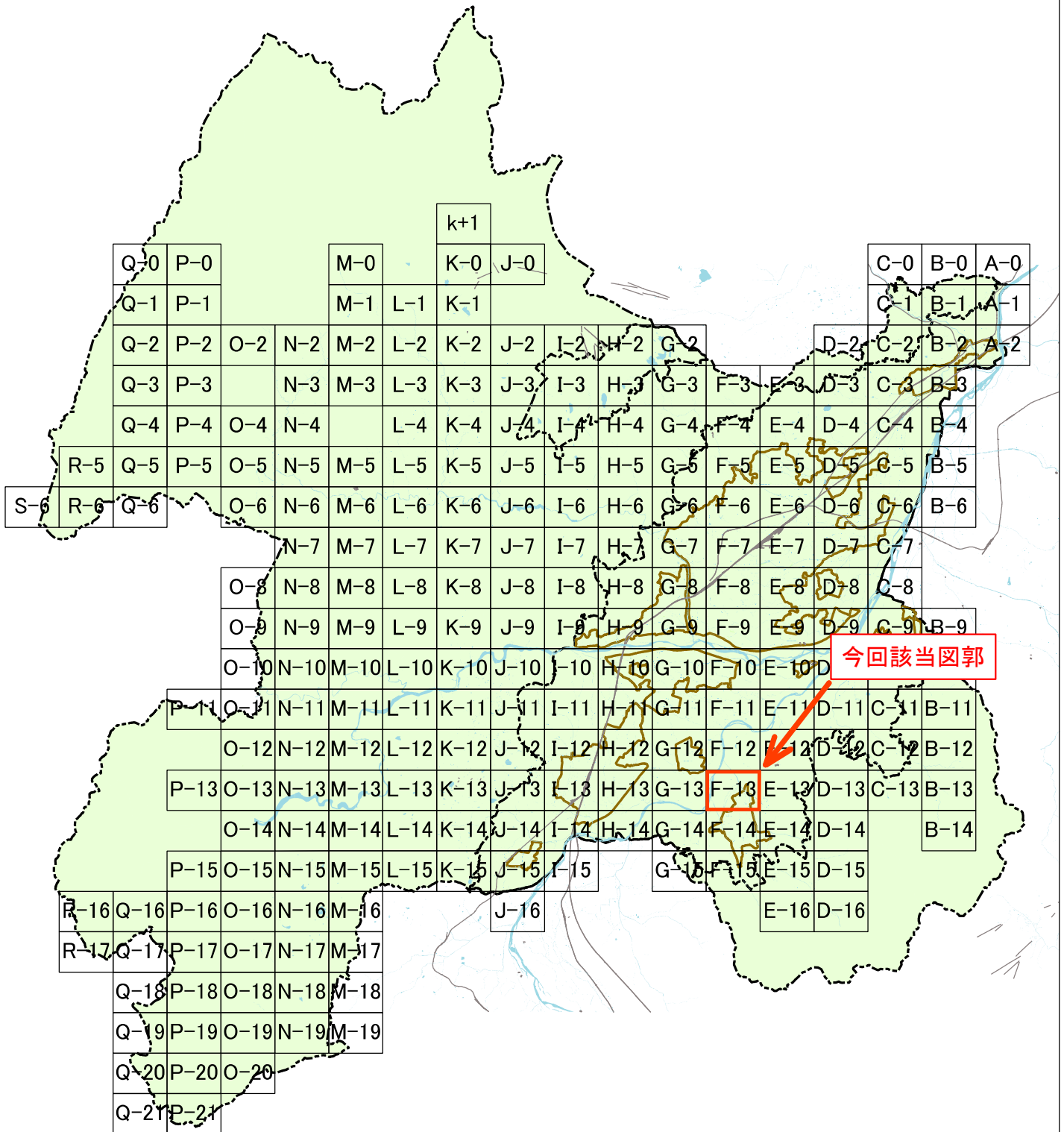
種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 649 ha	
合 計	約 649 ha	

長野都市計画特別用途地区の新旧対照表 (長野市決定)

上段:(旧)
下段:(新)

種類	面積	その他及び備考 (比率)
大規模集客施設制限地区	(646) 約 649 ha	100.0%
合計	(646) 約 649 ha	100.0%

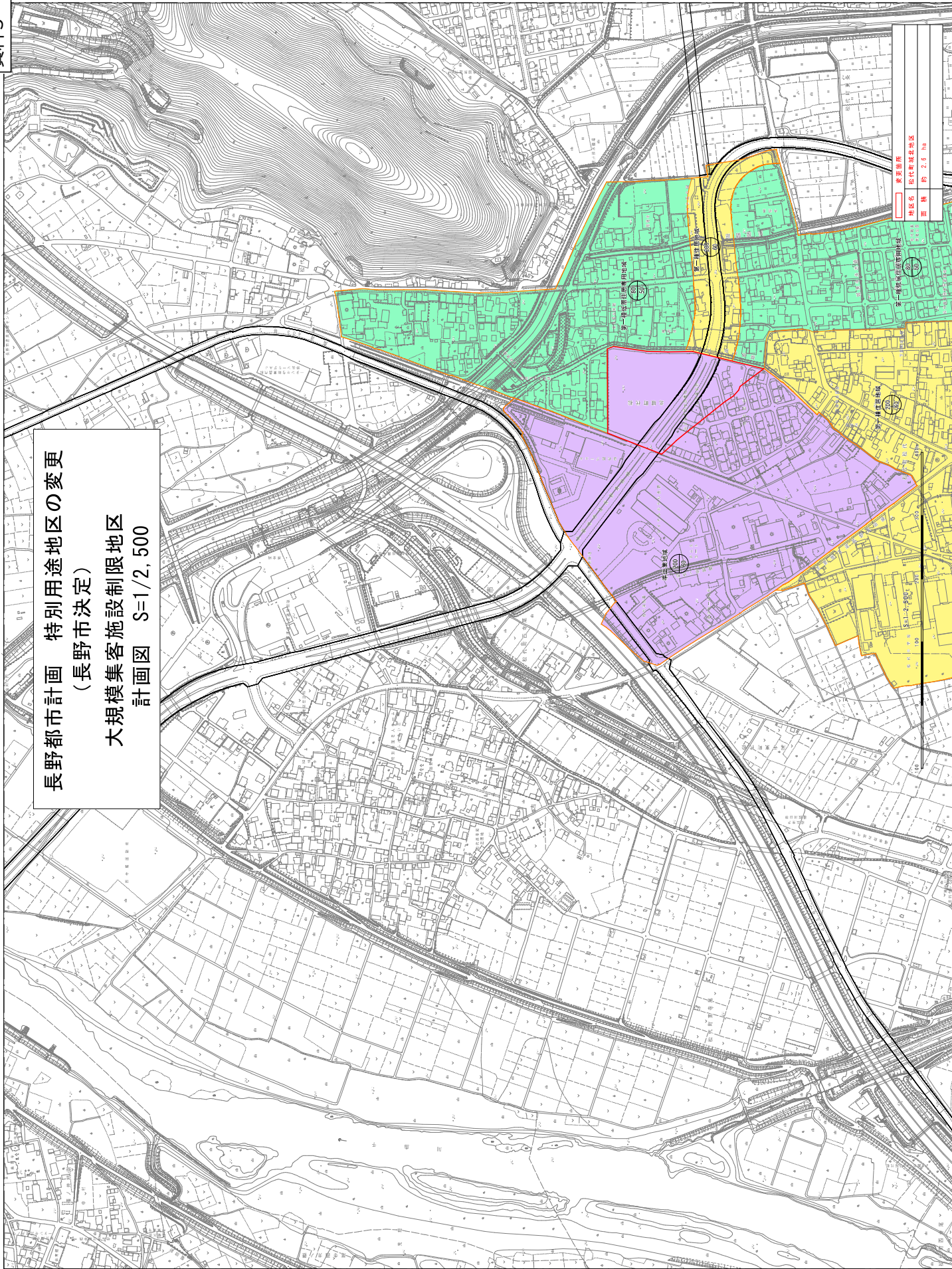
長野都市計画特別用途地区の変更
図郭割図 (1/2,500 地形図)



凡例

- 市街化区域 (Urbanization Area)
- 都市計画区域 (City Planning Area)
- 行政区域 (Administrative Area)

長野都市計画 特別用途地区の変更
(長野市決定)
大規模集客施設制限地区
計画図 S=1/2,500



都市計画の策定の経緯の概要

長野都市計画特別用途地区の変更（長野市決定）

事 項	時 期	備 考
地元説明	令和7年3月18日（火） ～令和7年3月19日（水）	松代地区、東条地区
長野県知事事前協議	令和7年5月22日（木）	
長野県知事事前協議回答	令和7年6月17日（火）	
地元説明	令和7年9月6日（土）	
公聴会開催公告	令和7年9月18日（木）	
素案の閲覧	令和7年9月19日（金） ～令和7年10月17日（金）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和7年10月18日（土）	公述申し出がなかったため中止
市都市計画審議会	令和7年11月21日（金）	事前説明
長野県知事協議 （都市計画法第19条第3項）	令和7年12月5日（金）	
都市計画案の縦覧公告	令和7年12月8日（月）	
都市計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和7年12月9日（火） ～令和7年12月22日（月）	
長野県知事協議回答	令和7年12月24日（水）	
市都市計画審議会 （都市計画法第19条第1項）	令和8年2月6日（金）	
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和8年2月下旬	以下予定